

山梨県公報

号外第八十二号
平成二十五年
十一月一十九日
金曜日

条例目次

- 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 二
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例 三
- 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例 四
- 山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例 六
- 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 八

条例のあらまし

○ 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例 (条例第五十三号) (人事課)

- 1 知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員の六月期の期末手当の支給割合を一・三七五分に、十二月期の期末手当の支給割合を一・五一五分にそれぞれ引き下げるのこととした。
- 2 平成二十六年六月期の期末手当に限り、1により引き下げる額と、平成二十五年二月期の引下げ相当額(○・〇五月分)とを合わせて引き下げるのこととした。
- 3 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例 (条例第五十四号) (人事課)

- 1 期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 期末手当の年間支給月数を次のとおり引き下げるのこととした。

- (1) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員(特定幹部職員を除く。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・二月に、十二月期については一・三五月にそれぞれ引き下げるのこととした。
- (2) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員(特定幹部職員に限る。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については一月に、十二月期については一・一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

にそれぞれ引き下げるのこととした。

- (3) 再任用職員(特定幹部職員を除く。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については○・六二五月に、十二月期については○・七七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。
- (4) 再任用職員(特定幹部職員に限る。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については○・五一五月に、十二月期については○・六七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(5) 特定期付職員の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・三七五月に、十二月期については一・五一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(二) 平成二十六年六月期の期末手当に限り、(一)により引き下げる額と、平成二十五年十二月期に人事委員会勧告どおり引下げを実施することとした場合の相当額(○・〇五月分)とを合わせて引き下げるのこととした。

給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置(切替前に受けていた給料月額との差額を支給する措置)について、平成二十六年度に支給する額の二分の一(上限一万円)を減額し、平成二十七年三月をもって当該経過措置を廃止することとした。

3 平成十八年度から平成二十一年度までの間に昇給の抑制の対象となつた職員のうち、人事委員会規則で定める者に対し、平成二十六年四月及び平成二十七年四月に昇給の回復を行うこととした。

4 五十五歳(医療職給料表)が適用される者にあっては、五十七歳を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。

5 大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画の作成等のため県に派遣された他県等の職員に対し、災害派遣手当を支給することとした。

6 この条例は、2、3及び5については公布の日から、4については平成二十六年一月一日から、1については同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例 (条例第五十五号) (教育庁福利給課)

- 1 期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 期末手当の年間支給月数を次のとおり引き下げるのこととした。

- (1) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員(特定幹部職員を除く。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・二月に、十二月期については一・三五月にそれぞれ引き下げるのこととした。
- (2) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員(特定幹部職員に限る。)の期末手当の年間支給月数を、六月期については一月に、十二月期については一・一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(3) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の年間支給月数を、六月期については〇・六二五月に、十二月期については〇・七七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(4) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の年間支給月数を、六月期については〇・五二五月に、十二月期については〇・六七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(5) 特定期付職員の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・三七五月に、十二月期については一・五一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(二) 平成二十六年六月期の期末手当に限り、(一)により引き下げる額と、平成二十五年十二月期に人事委員会勧告どおり引下げを実施することとした場合の相当額（〇・〇五月分）とを合わせて引き下げるのこととした。

2 給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置（切替前に受けた給料月額との差額を支給する措置）について、平成二十六年度に支給する額の二分の一（上限一万円）を減額し、平成二十七年三月をもって当該経過措置を廃止することとした。

3 平成十八年度から平成二十年度までの間に昇給の抑制の対象となつた職員のうち、人事委員会規則で定める者に対し、平成二十六年四月及び平成二十七年四月に昇給の回復を行うこととした。

4 五十五歳を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。

5 大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画の作成等のため県に派遣された他県等の職員に対し、災害派遣手当を支給することとした。

6 この条例は、2、3及び5については公布の日から、4については平成二十六年一月一日から、1については同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第五十六号）（警察本部警務課）

1 期末手当について、次に掲げる改正を行うこととした。

(一) 期末手当の年間支給月数を次のとおり引き下げるのこととした。

(1) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・二月に、十二月期については一・三五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(2) 再任用職員及び特定任期付職員以外の職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(3) 再任用職員（特定幹部職員を除く。）の期末手当の年間支給月数を、六月期に

については〇・六二五月に、十二月期については〇・七七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(4) 再任用職員（特定幹部職員に限る。）の期末手当の年間支給月数を、六月期については〇・五二五月に、十二月期については〇・六七五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(5) 特定期付職員の期末手当の年間支給月数を、六月期については一・三七五月に、十二月期については一・五一五月にそれぞれ引き下げるのこととした。

(二) 平成二十六年六月期の期末手当に限り、(一)により引き下げる額と、平成二十五年十二月期に人事委員会勧告どおり引下げを実施することとした場合の相当額（〇・〇五月分）とを合わせて引き下げるのこととした。

2 給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置（切替前に受けた給料月額との差額を支給する措置）について、平成二十六年度に支給する額の二分の一（上限一万円）を減額し、平成二十七年三月をもって当該経過措置を廃止することとした。

3 平成十八年度から平成二十年度までの間に昇給の抑制の対象となつた職員のうち、人事委員会規則で定める者に対し、平成二十六年四月及び平成二十七年四月に昇給の回復を行うこととした。

4 五十五歳を超える職員の昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。

5 大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画の作成等のため県に派遣された他県等の職員に対し、災害派遣手当を支給することとした。

6 この条例は、2、3及び5については公布の日から、4については平成二十六年一月一日から、1については同年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五十七号）（議会）

1 議長、副議長及び議員の六月期の期末手当の支給割合を一・三七五月分に、十二月期の期末手当の支給割合を一・五一五月分にそれぞれ引き下げるのこととした。

2 平成二十六年六月期の期末手当に限り、1により引き下げる額と、平成二十五年十二月期の引下げ相当額（〇・〇五月分）とを合わせて引き下げるのこととした。

3 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十三号

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（昭和二十七年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の百四十、」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(平成二十六年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例（次項において「新条例」という。）第三条の規定にかかるわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項及び次項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例第二条の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

二 前号に掲げる期末手当の額の算定について、この条例による改正前の山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例第三条中「百分の百五十五」とあるのを「百分の百五十」と読み替えて同条の規定を適用するものとした場合に算定される額

3 一般職の職員（教育長を除く。）から引き続いて、副知事、公営企業の管理者、教育長又は常勤の監査委員となつた者に対して平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、新条例第三条及び前項の規定にかかわらず、基準額から、山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十四号）附則第二項、山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十五号）附則第二項又は山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十五年山梨県条例第五十六号）附則第二項の規定の例により算定した額（これらの規定に規定する

調整額に相当する額に限る。以下この項において「特定調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、特定調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（委任）

4 前二項に定めるもののか、平成二十六年六月に支給する期末手当の調整に関し必要な事項は、規則で定める。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十四号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条の五第一項中「職員を」を「職員（五十五歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する職員（次項において「特定年齢職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）」を「に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定年齢職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。第二十五条の三第一項中「」の「」を「」又は大規模災害からの復興に関する法律の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の」に改める。

第三十二条第一項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百一・五」を「百分の百」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分的八」に、「百分の六十二・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の八」を「百分的七十七・五」に、「百分の百一・五」を「百分的五十五」に、「百分的五十一・五」に、「百分的百十七・五」を「百分的百十五」に、「百分的七十」を「百分的六十七・五」に改める。

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山

梨県条例第五十九号。附則第二項、第四項及び第五項において「任期付職員条例」という)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百四十分の百五十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百五十一・五」に改める。

(山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「には」を「には、平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

4 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間における前三項の規定の適用については、第一項中「額を」とあるのは、「額から、その差額に相当する額に二分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超える場合にあっては、一万円)を減じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(山梨県職員給与条例第二十五条の三第一項の改正規定に係る部分に限る)及び第三条の規定並びに附則第四項から第六項までの規定 公布の日

二 第一条の規定(山梨県職員給与条例第八条の五第二項及び第三項の改正規定に係る部分に限る) 平成二十六年一月一日

三 第一条の規定(前二号に掲げる改正規定を除く) 及び第二条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十六年四月一日

(平成二十六年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第三十二条第一項(同条第二項又は第二条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第三項から第五項まで若しくは第三十四条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和六十三年山梨県条例第二号)第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成

十三年山梨県条例第四十三号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(以下この項において「調整額」という)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 山梨県職員給与条例第三十三条若しくは第三十四条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第四条の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

二 前号に掲げる期末手当の額の算定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる割合をそれぞれ同表の下欄に掲げる割合に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用するものとした場合に算定される額

| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |

| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の七十五 |
|--------------------------------|-----------|--------|
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の七十五 |
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の七十五 |

| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
|--------------------------------|-----------|-----------|
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
| 第一条の規定による改正前の山梨県職員給与条例第三十二条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |

3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定める職員の平成二十六年六月に支給する期末手当については、権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(平成二十六年四月一日及び平成二十七年四月一日における号給の調整)
職員(平成二十六年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける

職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める基準に該当する職員を除く。)のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の山梨県職員給与条例第八条の五第一項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(次項において「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

5 職員(平成二十七年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める基準に該当する職員を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十七年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

(人事委員会規則への委任)

6 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十五年十一月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第五十五号

山梨県学校職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「教育職員を」を「教育職員(五十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日後に在職する教育職員(次項において「特定年齢教育職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)」を「行政職給料表の七級」を「七級」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定年齢教育職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第十六条の八第一項中「」を「」又は大規模災害からの復興に関する法律(平

成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項の」に改める。

第二十二条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十・五」を「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百一・五」を「百分の百」に、「百分の百十七・五」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百十五」に、「百分の七十」を「百分的七十七・五」に、「百分的百二・五」を「百分的百三十五」に、「百分的八十」を「百分的七十七・五」に、「百分的百十七・五」を「百分的百十五」に、「百分的五十五」を「百分的五十二・五」に、「百分的百十七・五」を「百分的百十五」に、「百分的七十」を「百分的六十七・五」に改める。

(山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号。附則第二項、第四項及び第五項において「任期付職員条例」という。)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百三十」に、「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百五十五」を「百分的百五十二・五」に改める。

(山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 山梨県学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第一百三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「には」を「には、平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

4 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間ににおける前三項の規定の適用については、第一項中「額を」とあるのは、「額から、その差額に相当する額に二分の一を乗じて得た額(その額が一万円を超える場合には、一万円)を減じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)」とする。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定(山梨県学校職員給与条例第十六条の八第一項の改正規定に係る部分に限る。)及び第三条の規定並びに附則第四項から第六項までの規定、公布の日二 第一条の規定(山梨県学校職員給与条例第八条第二項及び第三項の改正規定に係る部分に限る。) 平成二十六年一月一日

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定並びに次項
及び附則第三項の規定 平成二十六年四月一日

（平成二十六年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2

平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項から第三項まで若しくは第六項、第二十二条第二項（同条第三項又は第二条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 山梨県学校職員給与条例第二十一条第一項から第三項まで若しくは第六項若しくは第二十二条第一項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第四

条の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額
二 前号に掲げる期末手当の額の算定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる割合をそれぞれ同表の下欄に掲げる割合に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用するものとした場合に算定される額

| 第一条の規定による改正前の山梨県学校職員給与条例第二十二条第二項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
|----------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 百分の百三十七・五 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 | 百分の百三十一・五 |
| 百分の七十五 | 百分の七十五 | 百分の七十五 | 百分の七十五 | 百分の七十五 |

第二条の規定による改正前の任期付職員条例第八条第三項
百分の百三十七・五
百分の百三十一・五

百分の百五十五
百分の百五十

3

他の教育職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定める教育職員の平成二十六年六月に支給する期末手当については、権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（平成二十六年四月一日及び平成二十七年四月一日における号給の調整）

4

教育職員（平成二十六年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける教育職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員その他人事委員会規則で定める基準に該当する教育職員を除く。）のうち、当該教育職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十二年一月一日の山梨県学校職員給与条例第八条第一項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める教育職員の平成二十六年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

5

教育職員（平成二十七年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける教育職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員その他人事委員会規則で定める基準に該当する教育職員を除く。）のうち、当該教育職員の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める教育職員の平成二十七年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号給の一号給上位の号給とする。（人事委員会規則への委任）

6 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例
平成二十五年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十六号

山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例
（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第一条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次の

ようにより改正する。

第八条の四第二項中「職員を」を「職員（五十五歳に達した日以後の最初の三月三十日後に在職する職員（次項において「特定年齢職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）」を改め、同条第三項を次のように改める。

3 特定年齢職員の第一項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

第二十二条の三第一項中「」の「」を「」又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の「」に改める。

第三十条第一項中「百分の百三十五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十一・五」を「百分の百二十九」に、「百分の百二十」に、「百分の百一・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百一・五」を「百分の百二十二・五」を「百分の百二十一・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百二十九」に、「百分の百二十」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の八十」を「百分の七十七・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百」に、「百分の五十五」を「百分の五十一・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十五」に、「百分の七十」を「百分の六十七・五」に改める。

（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号。附則第二項、第四項及び第五項において「任期付職員条例」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百四十分の百三十七・五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

（山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 山梨県警察職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「には」を「には、平成二十七年三月三十日までの間」に改め、同条に次の二項を加える。

4 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間ににおける前二項の規定の適用については、第一項中「額を」とあるのは、「額から、その差額に相当する額に二分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超える場合には、一万円）を減じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を」とする。

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（山梨県警察職員給与条例第二十二条の三第一項の改正規定に係る部分に限る。）及び第三条の規定並びに附則第四項から第六項までの規定 公布の日

二 第一条の規定（山梨県警察職員給与条例第八条の四第二項及び第三項の改正規定に係る部分に限る。） 平成二十六年一月一日

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十六年四月一日

（平成二十六年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項（同条第二項又は第二条の規定による改正後の任期付職員条例第八条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項から第五項まで若しくは第三十二条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年山梨県条例第二号）第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 山梨県警察職員給与条例第二十九条若しくは第三十二条第一項から第三項まで若しくは第六項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第四条第一項又は公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例第四条の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

二 前号に掲げる期末手当の額の算定について、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる割合をそれぞれ同表の下欄に掲げる割合に読み替えて同表の上欄に掲げる規定を適用するものとした場合に算定される額

| 第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例第三十条第一項 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| 百分の百十七・五 | 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
| 百分の百十一・五 | 百分の百十一・五 | 百分の百十一・五 |

第一条の規定による改正前の山梨県警察職員給与条例第三十条第二項

| | |
|-----------|-----------|
| 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
| 百分の八十 | 百分の七十五 |
| 百分の百十七・五 | 百分の百十二・五 |
| 百分の七十 | 百分の六十五 |
| 百分の百三十七・五 | 百分の百三十一・五 |
| 百分の百五十五 | 百分の百五十 |

第二条の規定による改正前の任期付職員条例第八条第四項

3 他の職員との権衡を考慮する必要がある者として人事委員会規則で定める職員の平成二十六年六月に支給する期末手当については、権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 職員（平成二十六年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員その他人事委員会規則で定める基準に該当する職員を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の山梨県警察職員給与条例第八条の四第一項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（次項において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号給の一号給上位の号給とする。

5 職員（平成二十七年四月一日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員、任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員、人事委員会規則で定める基準に該当する職員を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十六年四月一日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十七年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けこととなる号給の一号給上位の号給とする。

（人事委員会規則への委任）

6 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十一月二十九日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第五十七号

山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(平成二十六年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成二十六年六月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項の規定にかかるらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第一項の規定により平成二十五年十二月に支給された期末手当の額

二 前号に掲げる期末手当の額の算定について、この条例による改正前の山梨県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項中「百分の百五十五」とあるのを「百分の百五十」と読み替えて同項の規定を適用するものとした場合に算定される額